

☆ SUBARU TIMES ☆ 1月号

新年のご挨拶

あけましておめでとうございます。

昨年、弊所は法人成りをいたしました。まだまだ未熟ではありますが会社組織として、お客様へ永続的なサービス提供できるようになったと考えております。今後も誠心誠意、確実な税務会計サービスを提供できますよう日々精進して参りますので、今後も変わらぬご指導ご鞭撻を何卒宜しくお願い申し上げます。

さて、今年は消費税増税、新天皇即位、元号改正、自由貿易、「働き方改革」の始動など政治・経済・社会の変化を伴う出来事が目白押しです。このような変化の年をチャンスの年と捉え自社の経営や自己の資産形成などの戦略、実践に活かすことが重要です。

変化を恐怖として構えるのではなく、限りある資源（ヒト・モノ・カネ・情報）で創意工夫し、成功の鍵として活用していきましょう！！



平成 31 年度税制改正大綱の目玉！！

今回の税制改正の目玉の一つは、事業承継税制の個人版です。前回、法人向けの事業承継税制が抜本的に拡充されたことにより、認定申請件数が飛躍的に増加しました。これを受け、個人事業者も今後の事業承継問題を解決すべく制度が創設されました。

個人事業者の事業用資産に係る納税猶予制度の創設

1.ポイント

認定相続人・受贈者が、青色申告の承認を受けていた個人事業者から、相続等又は贈与によりその個人事業者の事業の用に供されていた「特定事業用資産」を取得し、事業を継続していく場合には、その取得した特定事業用資産の課税価格に対応する相続税又は贈与税の全額について、その納税を猶予する。

2.改正の概要

【 多様な事業用資産が対象 】

土地・建物（土地は 400 m²、建物は 800 m²まで）
機械・器具備品【例】工作機械・パワーショベル・診療機器 等
車両・運搬具
生物（乳牛等、果樹等）
無形償却資産（特許権等）



不動産貸付事業等における資産は除きます！

【 相続税だけでなく贈与税も対象】

生前贈与による早期の事業承継準備を支援

【 納税額の全額（100%）が納税猶予】

後継者の承継時の現金負担をゼロに

【 10年間の時限措置】

平成31年1月1日～平成40年12月31日の間に行われる相続・贈与が対象



注意①

制度を活用するためには・・・

①経営承継円滑化法に基づく認定が必要

②平成31年度から5年以内に、予め承継計画を提出することが必要

注意②

既存の事業用小規模宅地特例との選択制

注意③

認定受贈者が贈与者の推定相続人以外の者であっても、相続精算課税制度の適用が可能

平成31年度税制大綱セミナー

日時
平成31年1月12日(土)
10:00～11:30 (注中休職を扱いません)

講師
税理士法人 昂
税理士 山根 和彦
税理士 加藤田 敏孝

参加費
1,000円/人
※当日現金でお受けいたします。

会場
熊本県民交流館パレア
熊本市中央区手取本町8番9号
テトリア熊本ビル9階 会議室3
TEL:096-355-4300

「個人事業の事業承継」と
「民法改正（相続）の税制措置」
事業承継、相続関係の民法改正、法人の研究開発税制…
時代の変化に対応した今回の税制改正！
この改正により、あなたの生活が
どう変化するのか、詳しく解説いたします。

☆平成31年度税制改正セミナー開催☆

1月12日(土) 10:00～11:30

くまもと県民交流館パレアにて開催！
詳細はお気軽にお電話でお問い合わせください☆
TEL:096-342-6307



皆様のご参加、
お待ちしております♡

